

坂出市見守り活動協定事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活することができる環境を整備するため、市、民生委員および事業者が協定を締結し、それぞれの立場から連携・協力して行う高齢者等の見守りを行う活動（以下「見守り活動」という。）について、必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 見守り活動の実施主体は、坂出市とする。

(協定の締結等)

第3条 市長は、見守り活動事業に賛同する事業者（以下「協力事業者」という。）および民生委員と見守り活動に関する協定を締結し、その実施方法についての取決めを行うものとする。

2 次に掲げる者は、見守り活動に参画できないものとする。

(1) 各種法令に違反している者

(2) 宗教活動を目的とする者

(3) 政治活動を目的とする者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団および同条第6号に規定する暴力団員またはこれらの者の統制下にある者

(5) 風俗営業または類似する事業を営む者

(6) 坂出市の公認を得ているかのような誤解が生じるおそれのある訪問販売等の営業活動を目的とする者、個人情報等の目的外利用を目的とする者その他市長が協力事業者として参画することが不適当と判断した者

3 市長は、協力事業者の名称等を市のホームページ等により公開することができる。

(見守り活動の内容等)

第4条 協力事業者は、通常業務の範囲内で、高齢者宅等を訪問した際に、高齢者等の異変を察知した場合は、速やかに地域包括支援センターに連絡するものとする。

2 協力事業者は、高齢者等の生命、身体または財産を保護するために緊急性があると判断したときは、直接警察署または消防署に通報を行うものとする。

3 地域包括支援センターは、第1項の規定による連絡を受けたときは、速やかに調査を行い、適切な支援および関係機関等との連絡調整を行い、結果の概要を協力事業者に報告するものとする。

4 民生委員は、地域包括支援センターの調査等に協力するとと

もに、地域における日常的な見守りに努めるものとする。

(個人情報保護)

第5条 協力事業者は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）および坂出市個人情報保護条例（平成17年坂出市条例第1号）に基づき、見守り活動において知り得た個人情報を慎重に取り扱うものとし、見守り活動以外の目的に利用し、または他に漏らしてはならない。協力事業者でなくなった後も同様とする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、原則として年度単位の1年間とする。ただし、この期間満了の1月前までに、いずれからも協定解除の申出がないときは、期間満了の翌日から更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協定の解除)

第7条 市長は、協力事業者が第3条第2項各号の規定に該当すると認める場合は、協定を解除することができる。

(庶務)

第8条 庶務は、福祉事務所ふくし課およびかいご課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

(準備行為)

2 協定の締結その他この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行の日前においても、行うことができる。